関税法施行規則等の一部を改正する省令(案)新旧対照条文目次

(第三条関係)	十九号)	関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三	\circ
5	(第二条関係)	通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)	\bigcirc
1	(第一条関係)	関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)	\bigcirc

項、第二項若し (帳簿の備付け 東三項若し でマイクロフィルら でマイクロフィルら でマイクロフィルら ででイクロフィルら ででする場合を含れら でする場合を含れら 正 正 正 正 正 正 により表示され がに係る において準用 は、次に係る でする場合を含れら にいる。以下この号及 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 でイクロフィルら にいる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にしる。 にし。 にしる。 にし。 にしる。	、 損傷等による による戻し税 で和二十九年政 での和二十九年政 での担当では、 での担当では、 での担当では、 での担当では、 での担当では、 での担当では、 での担当では、 の提出する申請
(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたも (郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたも のとみなす書類) 「条の二」法第七条の九第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八第二項(帳簿の備付け等)において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の表記の記録による保存等の承認に対する場合で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に対して、「電子帳簿保存法第一、「の集団、「本」により、「本」によ	帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用するる申請書又は届出書
(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類) 「条の二」法第六条の三(郵送等に係る申告書等の提出時期)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面になけ、表第七条の九第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八第二項(根達の構造の提出に関連して提出するものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものとされた日にその提出がされたものに対する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して作成する場所を使用して、表別の記録によるに対して、表別の記録によるは、表別の記録によるとは、表別の記録によるによるには、表別の記録によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに	
改十手去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハて「電子長年 なが上手去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成がする 成十手去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成がする 成がする。 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が大手去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が大手去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年 成が上下去車第二十五号。以下この号及び欠号こおハで「電子長年	歌の申請等)又は第七条第一項(電磁的記録に)第六条第一項若しくは第二項(電磁的記録 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
世界の上海の大学の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類) では、次に掲げる書面並びに当該書面に定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面にでいる書類とする。	年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律((帳簿の備付け等)において準用する電子計算機を使用し
添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされ	法第七条の九第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八いる書類とする。
一条の二 法第六条の三(郵送等に係る申告書等の提出時期)に規 のとみなす書類) 改 正 案 現	
郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたも ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一条の二 法第六条の三(郵送等に係る申告書等の提出時期)にのとみなす書類)
正案現	
	正

料品に係る戻し税の手続)の規定により提出する申請書四 関税定率法施行令第五十三条の三第一項(輸出貨物の製造用原

五 関税定率法施行令第五十六条第三項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)(同令第五十六条の三及び第五十六 乗の場合の払戻し等の手続)(同令第五十六条の三及び第五十六

第一項(還付)の規定により提出する還付請求書

「相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第十五条

九条第一項(還付)の規定により提出する還付請求書七一不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第十

(法令遵守規則の記載事項)

第

条の三

(省

略

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の四 (省 略

(書式)

第一条の五 (省 略)

(完全に生産された物品の指定)

に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。第一条の六 令第四条の二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)

今九 (省 略)

十 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず

(法令遵守規則の記載事項)

第一条の二 同 上

| 条の三 同 上 (関税関係帳簿書類の保存方法等)

第

(書去)

第一条の四 同 上

(完全に生産された物品の指定)

| に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。 | 第一条の五 | 令第四条の二第四項第一号 (特例申告書の記載事項等)

一~九 同 上

十 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

十一同上

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

製造 ての 定率法 る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。 なる部分品 詰めること、 輸送又は保存のための乾燥、 る物品を除く。 条の 定する]又は地域において生産された前条各号に掲げる物品 その他の表示を張り付け若しくは添付すること、 規定する 原料又は材料 (税関長が指定する加工又は製造を含む。) とする。 単 七 (明 -なる切断、 加工又は製造がされた物品以外の物品) 令第四条の二第 の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成 治四十三年法 財 改装、 務省令で定め)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は (当該物品を生産した国又は地域が原産地とされ 選別、 仕分け、 (律第五十四号) 7四項第1 瓶、 る加工又は製造は、 冷凍、 製品又は包装にマークを付け又はラベ 箱その他これらに類する包装容器に 二号 塩水漬けその他これらに類する (特例申告書の記載事項等) 別表の 項 物 0 が当該物品 品 非 単なる混合、 \mathcal{O} 原産 及びこの条に 該当する関税 ただし、 品 のすべ <u>_</u> 単 第

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 に とあるの により -告の特例) 保存をしなけ 法第六十七 備付け 第一条の四の規定は、 仕 第一 出 は 条の四中 に規定する特定輸出者について準用する。 <u>人</u> 及び保存をしなけ 条の八第 「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付 ればならないこととされてい とあるのは 項」 「関税法第七条の九第二項」とあるのは と、 法第六十七条の三 「仕向人」と、 れば 関 ならないこととされて 税法第七条の る同項に規定する帳簿 第 輸 入の 一項第 九第 許 この場合に 可 項 号 の年月日 いる帳簿 の規定 (輸出 け及 関

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

定率法 除く。 合、 操作、 製造 のみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを の六に規定する加工又は製造がされた物品以外の 国又は地域において生産された第 ルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、 詰めること、改装、 輸送又は保存のため る物品を除く。 ての原料又は材料 に規定する財務省令で定 条の六 単なる部分品の組立て及びセットにすること並 (税関長が指定する加工 単 (明治四十三年法 なる切断、 令第四条の二第四項第 の該当する同表の項と異なることとなる加工又は (当該物品を生産した国又は地域 仕分け、 選別 0 乾燥、 律第五十四号) \Diamond 瓶、 る 製品又は包装にマー 冷 又は製造を含む。 加 箱その他これらに類する包装容器に 凍、 工又は製造は、 二号 条の五に掲げ 塩水漬けその他これらに類する (特例申 別表の 項 物 告 とする。 うる物品 が当該 物 クを付け又はラベ 品 書の記載事 非原産品 が原 びにこれら 品 0 該 の単 及び 当する関 産地とされ ただし、 品 -なる混 項 第 すべ 等 条 0) 税

、特例輸

入者につい

ての

規定

(の準)

用

第 八条 おいて、 」とあ び により備付け及び保存をしなけ 税法第六十七条の八第 申告の特例) 5 保 存 第一条の三の規定は、 いるのは をしなければならないこととされてい 第 仕 出 条の三 に規定する特定輸出者について準用する。 人」とあるの 「関税法第六十七条の八第 中 二項 関 は 税法第七条の九第一 と、 法第六十七条の三 仕 れ 向 ばならないこととさ 「関税法第七 人 と 一項 る 0 同項に 規定に 項」 条の 第一 輸 入の とあるの 九第 項 より備 許 規定する帳 れ 第 この 項 0 号 \hat{O} 場 年 は 付 一合に 輸 月 帳 規 け 簿 及 関 日 簿 定

貨物の るの とあるのは 項 認をした税関長」 第五十九条の十二第四項」 領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあ 法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関し とあるの た税関長」とあるのは ればならないこととされている同項に規定する書類」と、 \hat{O} 関 は 相手から受け取った仕入書、 規定により |税法施行令第四条の十二第四項」とあるの 取引に関する契約書、 関 |税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出 は 「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしな 「輸出 保存をしなけ と読み替えるものとする。 の許可の年月日」と、 「関税法第六十七条の三第 と 仕入書その他これらに準ずる書類」 ń ば 「関税法第七条の二第 請求書、 ならないこととされている書類 原産地証明書、 関税法第七条の九第 は 一項第一号の 「関税法施行令 一項の承認を 契約書、 「関税 لح 承

るのは 第五 て、 認をした税関長」と読み替 貨物の取引に関する契約書、 領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」 法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨 とあるのは 項 」とあるのは た税関長」とあるのは ればならないこととされている同項に規 の規定に 「関税法施 相手から受け取った仕入書、 十九条の十二第四項」 「関税法施行令第五十九条の十二第一 より保存をしなけ 「関税法第六十七条の八第 行令第四条の十二第四項」とあるの 輸出 の許 可 「関税法第六十七条の三 と えるものとする。 (T) 仕入書その他これらに準ずる書類」 年月日」 ればならな 「関税法第七条の一 請求書、 と、 項の規定により保存をし 1 原産 定する書類」と、 こととさ 項に規定する特定輸出 関税法第七条の 地 第一 は 証 第一 明 物の取引に れ 項第 関税法施行令 書、 て 項の承認を いる書類 契約書、 号の 九 とあ 関 関 第 と 税 な 承

条本文に規定する受験手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つ 第八条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、令第十二(受験手数料)	第七条 (省 略) (試験科目の一部免除の申請)	第六条 (省 略) (受験願書) (受験願書) (() () () () () () () () (第五条(省略)(試験の日時、場所等の公告)	第四条 (省 略) (試験実施地)	第三条(省略)(試験の方法等)	令で定める書面について準用する。 十七号。以下「令」という。)第二条の二第三項に規定する財務省第二条 前条の規定は、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三(許可の承継に係る承認申請の添付書面)	改正案
施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第十二条本文に規定す 第七条 法第二十六条第一項の受験手数料は、受験願書に、通関業法 (受験手数料)	第六条 同 上 (試験科目の一部免除の申請)	第五条 同 上 (受験願書)	第四条 同 上 (試験の日時、場所等の公告)	第三条 同 上 (試験実施地)	第二条 同 上(試験の方法等)	41 二	現

て、 する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつて 出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号 令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出

第九条 (合格証書の交付等) (省 略)

により得られた納付情報により、 納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織による輸 納付しなければならない。 (定義) に規定 条ただし書に規定する金額の受験手数料を、

理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、 の処理等に関する法律第二条第一号 ればならない。 る受験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、 ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務 (定義) に規定する電子情報処 同令第十二 納付しなけ

(合格証書の交付等)

た納付情報により、

納付しなければならない。

当該提出により得られ

第八条

同

○ 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

			別			第
一 九 • 〇	一 八 ・ ○ 六	미네 티티	別表(第九条関係)	(省略)	物品	(輸入数量の換算) 第七条 令第十四条第一項及 第七条 令第十四条第一項及 上欄の各号に掲げる物品に 上欄の各号に掲げる物品に
表芽エキス並 お お い に あ つ に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	 (省 略)		徐)	(省略)	品	該各号ごとに合計した数量とする。 物品に係る数量に、それぞれ下欄に 上欄の各号に掲げる物品について、 する財務省令で定めるところにより 七条 令第十四条第一項及び第二項 (輸入数量の換算)
にあつては完全に脱脂し品(ココアを含有するも又は麦芽エキスの調製食割り穀粉、ミール、でんまのまり、		生産された物品			目	る。 欄に、同様 に り換 が が が が も り り り り り り り り り り り り り り り
		を与えるためのを 原産品としての次		(省略)	換算率	乗じて得た数 (
		条資件格	,			
			別 表			第
一 九 • 〇	第二類			日上	物	第七条 令第4 する財務省合 する財務省合 上欄の各号に 上欄の各号に
	〇 六		表(第九条関係)	上	物品	
	一八・〇六 同 上	別表の番号				
	一 同			上同	品	

とし、 0 0 含 アとして計算し つては完全に脱脂 コ までの物品の \bigcirc 0 ○%未満のものに限るも コ たココアとして計 を除く。 アの 項に (2) (1)ものに限るものとし、 コアを含有するものに 有量が全重量の五%未満 項から 他の 含有量が全重 該当するものを除 第〇四・ 項 及び 調製食料品 に該当する たココアの 第〇四 心たコ 算 ○四 した 0 他 コ あ 項 兀

のを除

及び第〇四

一項から第〇四・〇四

項

たココアとして計算したコ

○%未満のものに限るもの

他の項に該当するも

アの含有量が全重量の

兀

大麦若しくは裸 ット又はで ひき割りした · ル 若 しく 麦 \mathcal{O} 物品 類、 該当する物品 類又は第一九 第一〇 からの製造

以外 類

はペレ

ŧ

0,

る調製

食料品で、

ے

粉の一以上を含有す

れらの物品の含有量

五%を超えるもの

 \mathcal{O}

合計

が全重量の

八

3

粉、

小麦、

ライ

小

麦

第四

類、

第七

類 類

第 第

れらの る調製 粉の一 はペレ もの、

物品の含有量

食料品

で、

以上を含有

す

合計が全重量の八

Ŧī. \mathcal{O}

を超えるもの

キミックス及び

用 幼 Ì %

0 児

用

又は食餌

療

ものを除

法用 育児 ケー

のものを除く。 食用又は食餌 キミックス及び

療

(2) (1)米、 同 小麦、 上

含有量が全重量の五%未満

項に該当するものを除く ものに限るものとし、

他

アとして計算したココアの つては完全に脱脂したココ ココアを含有するものにあ までの物品の調製食料品

 \mathcal{O} 粉、 大麦若しくは裸麦 ひき割りした ライ小 麦

ミール若しく ット又はでん 八類、 第四 \mathcal{O} に該当する物品以外 物品からの製造 類又は第 <u>類</u>、 第一〇類 第七類、 九 類 第 第

													二 · ○六	二 · · · 五	~	一 九 〇 二									
4~6 (省略)						3 チューインガム	1 • 2 (省略)	(ii) その他のもの	(i) (省略)	(2) その他のもの	(1) (省略)	するものを除く。)	調製食料品(他の項に該当		(省略)		(3) (省略)	もの	最大の重量を占める	粉のうち、でん粉が	を含む。)及びでん	大麦産品(裸麦産品	麦産品を含む。)、	、小麦産品(ライ小)であつて、米産品
	°)	下となる製造に限る	産品割合が四〇%以	品からの製造(非原	当する物品以外の物	第二一・〇六項に該																			
													二	三 · 〇 五	~	九 . 〇 二									
4~6 同 上					싀	3 チューイングガ	1 2 同 上	(ii) その他のもの	(i) 同 上	(2) その他のもの	(1) 同 上	するものを除く。)			~ 同上	一九・〇二	(3) 同 上	もの	最大の重量を占める	粉のうち、でん粉が	を含む。)及びでん	大麦産品(裸麦産品	麦産品を含む。)、	、小麦産品(ライ小)であつて、米産品

三九・一六	二二・〇六	二 三 · ~ · ○ 五
(省略)	をの他の発酵酒 (例えば、 りんご酒、梨酒、ミード及 び清酒) 並びに発酵酒とア ルコールを含有しない飲料 との混合物及び発酵酒の混 合物 (他の項に該当するも のを除く。)	(省略)

三 九 · 一 七	三九		二 二 · ○ 五
プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限プラスチック製のものに限エルボー及びフランジ) 継目なし管	上	その他の発酵酒(例えば、 ド)並びに発酵酒とアルコ ールを含有しない飲料との 混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを 除く。)	上
第三九・〇一項から第三九・一三項まで 第三九・一三項まで 又は第三九・一三項まで マカーカー は 変 が いっと から の 物品 からの 製造			

六 三 一 一 二 八	四 四 三 · 〇 七	三 九 · 一 八
(省略)	しんいのりとルの平へ	(首格)
	物品からの製造 のに限る。) 以外の のに限る。) 以外の もしては縦継ぎしたも がけし、やすりがけ がおいらの製造	
六 三 一 一 八	四 四 三 · 〇 七	三 九 ~ ・ 一 八
上	けかなもすのトも、材	司 (2) そ の 他 の も の
	物品からの製造 のに限る。) 以外の がけし、やすりがけ し又は縦継ぎしたも がよからの製造 がおいたも	第三九・一七項に該当する物品がらの製造の物品からの製造

備考		
(省略)	九六・一七	第 六 四 類
	(省 略)	履物 及びゲートルその他これに類する物品並びにこれ
		製造しようとする物品からのに属する物品からのに属する物品からの
備考 日 土	九 六 六 ・ ・ 一 七	第六四類
	日上	はき物及びゲートルその他
		製造しようとする物品からのに属する物品からのに属する物品からのに属する物品からのに属する物品からのに属する物品からの